

四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油や物価が高騰する中において、介護・障害福祉事業所等がサービスの安定的な提供が継続できるよう、光熱費等高騰分の経費の一部を支援するため、物価高騰対応支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和7年1月1日時点で、町内において別表第1及び第2に定める事業所又は施設（以下「事業所等」という。）のいずれかを運営している法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付の対象としない。

(1) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号。以下「規則」という。）第2条第2項第5号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 町税等を滞納しているとき。

(3) 国又は県、市町村若しくは一部事務組合が運営する施設であるとき。

(給付金の給付額)

第3条 給付金の給付額は、別表第1及び第2に定める額とする。

(給付の申請)

第4条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、申請書兼請求書（様式第1号）を町長に申請しなければならない。

(申請の期限)

第5条 前条の申請の期限は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年10月31日とする。

(給付の決定)

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し決定通知書（様式第2号）による通知及び給付金の給付をし、適当でないことを認めるときは却下通知書（様式第3号）により当該給付対象者に通知する。

(不当利得の返還)

第7条 町長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消

し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
 - (2) 規則第2条第2項第5号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に基づく命令に違反したとき。
- (書類の整備)

第8条 給付決定者は、当該給付金に係る書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第9条 町長は、給付事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された給付金については、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第2条及び第3条関係）

介護保険等サービス事業支援給付金事業

区分	種別	対象事業所	給付額
介護・高年齢者福祉	入所・高齢者入居施設	介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	定員40人以下 1事業所当たり310千円 定員41人以上60人以下 1事業所当たり560千円 定員61人以上 1事業所当たり810千円
	通所・訪問・複合サービス・居宅介護支援事業所	通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援	1事業所当たり185千円

別表第2（第2条及び第3条関係）

障害福祉サービス事業所等支援給付金事業

区分	種別	対象事業所	給付額
障害福祉	入所施設	障害者支援施設、共同生活援助	定員40人以下 1事業所当たり310千円 定員41人以上 1事業所当たり560千円
	通所施設・相談支援事業所	就労継続支援事業所、相談支援事業所	1事業所当たり185千円

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

四万十町長 様

四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付申請書兼請求書

四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金の給付を受けたいので、四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

記

1 申請者

フリガナ			
法人名			
代表者職・氏名	⑩		
法人所在地			
担当者名		電話番号	

2 申請区分

介護・高齢者福祉 障害福祉

3 給付申請（請求）額 _____ 円

4 振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農業協同組合		金融機関コード				
支店名	本・支店 本・支所		支店コード				
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

5 誓約事項及び同意事項

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	申請の内容に偽りが無いこと。
<input type="checkbox"/>	令和7年1月1日時点で、町内において別表第1及び第2に定める事業所等を運営していること。
<input type="checkbox"/>	規則第2条第2項第5号のいずれにも該当しないこと。
<input type="checkbox"/>	町税等を滞納していないこと。

6 添付資料

(1) 申請にかかる事業所等一覧

(別紙1) 介護・高齢者福祉

(別紙2) 障害福祉

(2) 振込先口座及び口座名義の分かる書類

別紙 1

【申請に係る事業所等一覧（介護・高齢者福祉）】

事業所名	サービス種別	定員 (入所・入居のみ)	給付金額
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
		名	円
請求額			円

法人名
代表者

四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付事業に対し、下記の条件を付して金 円を交付します。

令和 年 月 日

四万十町長

記

条 件

- 1 給付金は、申請に係る給付事業に使用し、目的以外の経費に流用してはならない。
- 2 給付事業により取得し、又は効用を増加した財産は、他に譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。
- 3 交付した給付金又は交付すべき給付金の額は、審査又は検査の後に確定する。
- 4 上記の条件に違反し、又はこの要綱の定めに違反した場合は、給付金の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

【特記事項】

この給付金給付決定後、申請者及びその役員等（規則第2条第2項第2号に規定する役員等をいう。）が同項第5号に規定する排除措置対象者に該当することが判明した場合は、直ちに交付の決定を取り消します。

様式第3号（第6条関係）

法人名
代表者

四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付却下通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、四万十町物価高騰対応介護・障害福祉事業所等支援給付金給付事業に対し、下記のとおり却下することを決定したので通知します。

令和 年 月 日

四万十町長

記

（理由）